

# 令和4年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

令和3年6月  
自治財政局

- 各府省の大臣は、地方財政法第21条及び第22条の規定に基づき、地方財政の健全性を保持するため、地方公共団体の負担を伴う概算要求書及び法令案に関し、総務大臣の意見を求めなければならない
- このため、毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れを行い、予算編成における地方行財政の基本的な考え方を示すこととしている

【参考】地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(抄)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

## <主な申入れ項目>

### 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

- 防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、所要の財源を確保されたいこと
- 東日本大震災及び近年の自然災害からの復旧・復興に向けた事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと

(参考1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)  
事業規模 おおむね15兆円  
うち 令和2年度第3次補正予算の事業規模 3兆円(国の予算額 2兆円)

(参考2) 近年の主な自然災害

平成28年度	熊本地震
平成30年度	7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震
令和元年度	房総半島台風、東日本台風
令和2年度	7月豪雨、福島県沖を震源とする地震

## 新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進

- **新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取組を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと**

(参考)新型コロナウイルス感染症に係る主な国庫補助金等 ※令和2・3年度の合計

主な国庫補助金等	予算額(※)
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	8兆3,792億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	4兆6,040億円
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	7,758億円

## デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進

- **マイナンバー制度の活用、行政手続のオンライン化をはじめとするデジタル・ガバメントの確立、デジタル人材の育成等に向けた取組に当たっては、所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと**
- **特に、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に向けた取組に当たっては、それに要する経費について全額国費によって措置するとともに、地方公共団体への適時適切な情報提供を行うなど、必要な措置を講じられたいこと**

(参考1)デジタル・ガバメントの確立に係る予算の例

【マイナンバー制度の活用】

運転免許証とマイナンバーの一体化:154億円の内数(令和2年度第3次補正予算)

【行政手続のオンライン化】

建設業許可等の電子申請システムの構築:4.1億円の内数(令和2年度第3次補正予算)

(参考2)地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する附帯決議(抜粋)

地方公共団体情報システムの標準化に要する経費については、**国の責任において全額国費で支援すること。**

※ 地方公共団体の情報システムの統一・標準化に向けた環境整備:1,509億円(令和2年度第3次補正予算)

対象となる17業務 (完了目標:令和7年度末)
児童手当、住民基本台帳、固定資産税、国民健康保険、子ども・子育て支援等

## 少人数学級の計画的な整備

- **少人数学級の計画的な整備に係る教職員定数の効果的な配置や質の高い教員の確保等の課題の解決に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、適切な措置を講じられたいこと**
- **国において、少人数学級の実施に伴う使用教室の充足状況を継続的に把握するとともに、教室不足が発生する場合には、その不足を解消するため、所要の財源を確保されたいこと**

(参考1)少人数学級の計画的な整備の内容

義務標準法改正により、小学校について、5年で40人(小1は既に35人)から35人に引下げ。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

(参考2)令和3年度義務教育費国庫負担金予算額  
1兆5,164億円(地方負担額 3兆328億円)

(参考3)令和3年度加配教職員定数 49,154人

## 【新規】鳥獣被害対策の推進

- **鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について所要の国費を確保するとともに、地方公共団体による有害鳥獣の捕獲及び鳥獣被害対策を実施するための人材の確保に向けた取組について必要な財政措置を講じられたいこと**

(参考)鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第71号)の概要

**広域捕獲等の都道府県の役割の強化、多様な人材の活用等に関する措置を追加。**

# 令和4年度の各府省への申入れのその他項目

## [共通項目]

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 公共施設等の適正管理の推進

## [個別項目]

- 孤独・孤立対策の推進
- 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進
- PPP／PFIの推進
- 子育て支援施策の一層の充実等
- GIGAスクール構想の推進
- 持続可能な地域医療提供体制の確保
- 地域生活支援事業の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等

〔 共 通 事 項 〕

項 目		頁
I	防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進	
1	防災・減災対策及び国土強靱化の推進	1
2	東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進	1
II	地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1	地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等	1
2	地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等	1
3	国庫補助負担金の整理合理化等	1
III	国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1	国庫補助負担金等に係る超過負担の解消	2
2	国庫支出金の性格に応じた改革の推進等	2
3	国と地方公共団体の財政負担の適正化	2
4	国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力	2
IV	その他	
1	新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進	3
2	デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進	3
3	公共施設等の適正管理の推進	3

〔 個 別 事 項 〕

省庁名	項 目	頁
内閣官房	1 孤独・孤立対策の推進	4
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進	4
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進	4
	4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進	4
復興庁	1 孤独・孤立対策の推進	4
内閣府	1 孤独・孤立対策の推進	5
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進	5
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進	5
	4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進	5
	5 PPP／PFIの推進	5
	6 子育て支援施策の一層の充実等	6

省庁名	項 目	頁
警 察 庁	1 孤独・孤立対策の推進……………	6
消 費 者 庁	1 孤独・孤立対策の推進……………	6
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	6
出入国在留 管理庁	1 孤独・孤立対策の推進……………	7
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	7
文部科学省	1 孤独・孤立対策の推進……………	7
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	7
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	7
	4 子育て支援施策の一層の充実等……………	8
	5 少人数学級の計画的な整備……………	8
	6 G I G Aスクール構想の推進……………	8
厚生労働省	1 孤独・孤立対策の推進……………	8
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	9
	3 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進……………	9
	4 子育て支援施策の一層の充実等……………	9
	5 持続可能な地域医療提供体制の確保……………	10
	6 地域生活支援事業の推進……………	10
	7 介護予防・日常生活支援総合事業の推進……………	10
	8 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等……………	10
	9 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	10
農林水産省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	11
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	11
	3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	11
	4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	11
	5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	11
	6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	12
	7 鳥獣被害対策の推進……………	12
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	12
経済産業省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	12
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	13

省庁名	項 目	頁
国土交通省	1 孤独・孤立対策の推進……………	13
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	13
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	13
	4 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	13
	5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	13
	6 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	14
	7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	14
	8 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	14
環 境 省	1 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14
	2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	14
	3 鳥獣被害対策の推進……………	14

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

## 【共通事項】

### I 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

#### 1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進

南海トラフ地震や首都直下地震等に関する防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

#### 2 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）に基づく事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、近年の自然災害からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

### II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

#### 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマに位置づけられていることも十分に踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等の国と地方の役割分担の見直し及び義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減や必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう、法令等により所要の措置を講じられたいこと。

#### 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策において見直しを行い、新規増員を抑制するなど、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

#### 3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

### Ⅲ 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

#### 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

#### 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標の設定に当たっては、国庫負担金については、国と地方の役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くとともに、国庫負担金の制度全体の検討を進めるに当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、国庫補助金における更なるインセンティブの仕組みの強化を進めるに当たっては、社会保障をはじめとする行政サービスの担い手である地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

#### 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

#### 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社並びに林業公社等の国の施策に関連して設立された第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が悪化した場合には、地方公共団体の財政に影響を及ぼすおそれがあるため、財政的リスクの高い第三セクター等について策定された経営健全化のための方針に基づく取組をはじめ、第三セクター等の効率化・経営健全化の取組に対しては、適切な支援を行う等、積極的に協力されたいこと。



#### IV その他

##### 1 新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき、新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取組を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

##### 2 デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等に基づき、マイナンバー制度の活用、行政手続のオンライン化をはじめとするデジタル・ガバメントの確立、デジタル人材の育成等に向けた取組に当たっては、所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

特に、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に向けた取組に当たっては、それに要する経費について全額国費によって措置するとともに、地方公共団体への適時適切な情報提供を行うなど、必要な措置を講じられたいこと。

##### 3 公共施設等の適正管理の推進

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられる地方公共団体の公共施設等総合管理計画等に基づき策定することとされている個別施設計画の内容の充実を促進するとともに、未策定の場合は早急に策定されるよう必要な対策を講じること。

また、個別施設計画に基づく老朽化対策等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

## 【個別事項】

### (内閣官房)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進（同旨内閣府、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき行われる医療・介護・少子化対策をはじめとする社会保障全般の総合的な検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

### (復興庁)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

(内閣府)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進（同旨内閣官房、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき行われる医療・介護・少子化対策をはじめとする社会保障全般の総合的な検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

- 5 PPP／PFIの推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえ、地方公共団体における多様なPPP／PFIの活用が進むよう、人口20万人未満の地方公共団体を含め、実効ある優先的検討の運用や地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充等、適切な支援を行われたいこと。

また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進のため、事業実施効果としての社会的便益等に係るデータの整備や情報提供を推進されたいこと。

6 子育て支援施策の一層の充実等（同旨文部科学省、厚生労働省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。なお、保育体制強化事業については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）等に基づく児童虐待防止対策の実施に当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

（警察庁）

1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

（消費者庁）

1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

(出入国在留管理庁)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

(文部科学省)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

#### 4 子育て支援施策の一層の充実等（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。なお、保育体制強化事業については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）等に基づく児童虐待防止対策の実施に当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

#### 5 少人数学級の計画的な整備

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第14号）に基づく少人数学級の計画的な整備に係る教職員定数の効果的な配置や質の高い教員の確保等の課題の解決に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、適切な措置を講じられたいこと。

また、国において、少人数学級の実施に伴う使用教室の充足状況を継続的に把握するとともに、教室不足が発生する場合には、その不足を解消するため、所要の財源を確保されたいこと。

#### 6 GIGAスクール構想の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月3日教育再生実行会議決定）に基づき、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を活用した教育を推進するため、ICT人材等の支援について、地方の意見を十分に踏まえ、必要な財政措置を講じられたいこと。

（厚生労働省）

#### 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

3 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進（同旨内閣官房、内閣府）

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき行われる医療・介護・少子化対策をはじめとする社会保障全般の総合的な検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

4 子育て支援施策の一層の充実等（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。なお、保育体制強化事業については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）等に基づく児童虐待防止対策の実施に当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

## 5 持続可能な地域医療提供体制の確保

持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づく今般の感染症対応の検証等の観点も踏まえた地域医療構想の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保するとともに、基金本来の役割を十分果たせるような運用改善措置を講じられたいこと。

## 6 地域生活支援事業の推進

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく地域生活支援事業については、支援ニーズが増加している実態や地方の意見を十分に踏まえ、所要の国費を確保するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、適切に事業の在り方の見直しを進められたいこと。

## 7 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業について、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

## 8 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう、「今後の社会保障改革の実施について」（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき拡充した財政支援を着実に実施されたいこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて、地方公共団体において繰入が行われている要因等の把握・分析を行い、解消に向けた取組を促進されたいこと。

また、普通調整交付金の算定方法について、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、新制度の円滑な運営に配慮するとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

このほか、乳幼児医療費の自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

## 9 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。



(農林水産省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨国土交通省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

- 5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨国土交通省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

7 鳥獣被害対策の推進（同旨環境省）

鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について所要の国費を確保するとともに、地方公共団体による有害鳥獣の捕獲及び鳥獣被害対策を実施するための人材の確保に向けた取組について必要な財政措置を講じられたいこと。

（林野庁）

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、引き続き、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還（補償金なし）を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されたいこと。

さらに、林業公社の経営健全化のための方針に基づく施業コストの低減や販路拡大等の取組をはじめ、林業公社が行う経営健全化の取組について適切な支援を行われたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう、効果的な対策を検討されたいこと。

（経済産業省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

（国土交通省）

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 4 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨農林水産省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

6 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨農林水産省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

8 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費を確保されたいこと。

（環境省）

1 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

3 鳥獣被害対策の推進（同旨農林水産省）

鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について所要の国費を確保するとともに、地方公共団体による有害鳥獣の捕獲及び鳥獣被害対策を実施するための人材の確保に向けた取組について必要な財政措置を講じられたいこと。